

環境関連法規制等の動き 2011年11月

1. 法令情報

1-1. 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

＜政令第315号＞（2011.10.14公布、2013.4.1施行）

1-2. 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 ＜政令第316号＞（2011.10.14公布、2012.4.1施行）

前半は法の施行日を定めたものです。後半は対象事業の要件に、交付金を用いて行う事業を追加する等の改正を行うものです。（本法律で定められた事業が対象になります。例えば一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分場の設置や構造及び規模の変更が該当します）

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20111014/20111014g00222/pdf/20111014g002220001.pdf>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14301>

2-1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 ＜政令第317号＞（2011.10.14公布、2011.10.25施行）

2-2. 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

＜厚生省令第130号＞（2011.10.14公布、同日施行）

本政令では新たに2物質が毒物に追加、8物質が劇物から除外されました。省令では、1物質が劇物から除外されました。

＜参考＞官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20111014/20111014g00222/pdf/20111014g002220001.pdf>

3-1. 運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令 ＜政令第300号＞

3-2. 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則 ＜総務・国土交通省令第1号＞

（政令省令共2011.9.26公布、2011.9.30.施行）

本政令は先月の「環境関連法規制等の動き」法令情報3の「運輸企業の振興の助成に関する法律」（2011.8.30.公布）で、運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者が、軽油を燃料とする自動車を用いて行う、運輸事業の振興に充てる事業を定めたものです。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000036.html

＜参考＞総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000130468.pdf

4-1. 工場立地法施行規則等の一部を改正する省令

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第1号＞

4-2. 工場立地に関する準則の一部を改正する告示

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第1号＞

4-3. 緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示

＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第2号＞

4-4. 緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部を改正する

告示 ＜財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省告示第3号＞

（1省令3告示共2011.9.30公布、同日施行）

工業立地法の改正は、緑地の定義から、面積当たりの木の本数の規定や緑地の最低面積の規定を廃止したものです。また、緑地面積関連の改正は、法に基づき自治体が条例で定めることができる範囲を拡大したも

ので、第2種地域（準工業地域）及び第3種地域（工業地域・工業専用地域）の緑地面積率及び環境施設面積率の下限がそれぞれ5%引き下げられました。また、現在用途指定はされていませんが、周辺の自然環境に恵まれ住居が存在しないような地域を、新たに第4種区域として規定し、当該区域に係る基準を設定しました。

〈参考〉経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2011/09/20110930002/20110930002.html>

5-1. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第4条第2項第3号の特定非営利活動法人に準ずる者を定める省令<農林水産省令・国土交通省令・環境省令第2号>

5-2. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

第4条第7項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令<国土交通省令・環境省令第3号>

5-3. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

第4条第6項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令<環境省令第23号>

5-4. 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

第15条第3項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令 <環境省令第24号>

(4省令共 2011. 9. 30 交付、2011. 10. 1 施行)

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」が平成23年10月1日に施行されたことに伴い、地域連携保全活動の実施主体や地域連携保全活動計画の協議の手続等が省令により定められました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14270>

6-1. 東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準を適用しない期間の特例に関する省令の

一部を改正する件 <環境省令第19号> (2011. 9. 29公布、2011. 10. 1施行)

6-2. 道路車両運送法の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示の一部を改正する件 <国土交通省告示第971号> (2011. 9. 27告示、2011. 10. 1施行)

東日本大震災の影響により、今後も消防自動車等の一部の特種自動車の供給に遅れが生じると予見されることを踏まえ、全国の消防活動に支障を来さないための緊急的な措置として、一部の消防自動車の窒素酸化物排出基準等を適用しない期間を延長（車検証の有効期間が来年3月31日までの対象車両に1回に限り継続検査の受検が可能）することが可能になりました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14252>

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000062.html

7. 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令及び関連告示

<環境省令第26号、環境省告示79～81号> (2011. 10. 14公布・告示、10. 15施行・適用)

廃肉骨粉の処理については、一定の期間に限り、一般廃棄物である廃肉骨粉の収集又は運搬について一般廃棄物収集運搬業の許可を要しないこととされているほか、一般廃棄物又は産業廃棄物である廃肉骨粉のセメント工場における再生利用を再生利用認定制度の対象とする特例措置が講じられています。その適正処理を確保する必要があることから、期限がそれぞれ平成26年3月31日まで延長されました。

〈参考〉官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20111014/20111014h05659/20111014h056590001f.html>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14169>

2. 一般情報

1. 「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について（第1次答申案）」に対する意見募集の結果及び環境大臣への答申について (2011. 9. 29 環境省)

先々月の「環境関連法規制等の動き」一般情報2の意見募集の結果と、この結果を受けて中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会で審議され大臣へ報告された内容が、環境省から公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14260>

2. 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（第2次報告案）」に対する意見の募集について (2011. 9. 29 環境省)

中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会は、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について第2次報告案を取りまとめました。本報告案は、水質環境基準及び地下水環境基準に追加された1,4-ジオキサンについてまとめたもので、環境省では10月28日まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14256>

3. 「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（改訂版）」の公表について (2011. 9. 29 環境省)

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が平成22年4月1日から施行されたこと等を踏まえ、環境省では当該ガイドラインについて、内容の見直しを行い、改訂版を公表しました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14253>

4. 「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について（第2次答申案）」等に対する意見の募集について (2011. 10. 3 環境省)

平成23年6月22日に公布された改正水質汚濁防止法において、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質貯蔵指定施設等に関する届出、有害物質使用特定施設等に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守並びに定期点検及び点検結果の記録・保存が義務付けられることになりました。この度、中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会で「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について（第2次答申案）」が取りまとめられたので、環境省では11月1日まで意見を募集しています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14280>

5. 残留性有機汚染物質検討委員会第7回会合（POPRC7）の結果について (2011. 10. 17 環境省)

残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約で、対象とする化学物質について科学的・専門的な検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」の第7回会合が、本年10月に開催されました。本会合では、継続して審議されていた1種類の化学物質（ヘキサブROMシクロドデカン：化審法第3種監視化学物質、CAS No. 3194-55-6、平成21年度国内出荷量2570 t、用途は発泡ポリスチレン等の樹脂用難燃剤、繊維用難燃剤等）について、条約の対象物質とするよう締約国会議に勧告することが決定されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14328>